



# Global Tax Update

英国

税理士法人トーマツ

2015年5月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 1. クロスボーダー グループ リリーフ： HMRC から申請企業への通知

今般、英国歳入税関庁(HM Revenue & Customs: 以下「HMRC」)は、2006年より前のクロスボーダー グループ リリーフ申請への対応を決定し、関係企業に通知を送付している。当該通知では、これらの企業にクロスボーダー グループ リリーフ申請の撤回を検討するよう促し、2015年6月5日までの回答を求めている。欧州委員会の訴えに対する2015年2月の欧州司法裁判所(Court of Justice of the European Union: 以下「CJEU」)の決定を受けて、HMRC はマークス&スパンサー訴訟における英国最高裁判所の決定は実質的に覆されたと考えている。英国の裁判所は CJEU の決定に従う必要があるためである。すなわち HMRC は、欠損金が発生した事業年度末において申請者は「no possibilities test」を満たすことができないため、ほとんどの申請がこの段階で却下されるものと考えている。同通知の中では、「欠損金の確定(definitive losses)」、「事業または所得の継続性(continuing to trade or receive income)」、「時効の成立した欠損金(time barred losses)」、「清算を含む業務停止(cessation of all activities including winding up)」および「国内法(local law)」についても言及されている。

## 2. 新英国 GAAP のデリバティブ契約への 影響: 申請期限

新しい英国 GAAP (Generally Accepted Accounting Principles: 以下「新英国 GAAP」)導入の影響の一つとして挙げられるのは、デリバティブ取引を行う企業が当該取引を貸借対照表上に計上し、その後、毎年時価評価しなければならないことである。個別のヘッジ会計を採用できる場合を除き、年次で行われる時価評価の評価差額は、ヘッジ対象の評価差額とは無関係に損益計算上に損益計上される。つまり、デリバティブ取引の評価差額は、初回計上時に生じる GAAP 移行調整額と同様、損益計上され課税されることになる。

繰延処理規定(Disregard Regulations (SI 2004/3256))が適用される場合は、年次評価差額および初回の GAAP 移行調整額の両方が繰り延べされるが、当該規定は2015年1月1日以後に開始する事業年度から変更されることとなり、これまでは特に非適用の選択をしない限り自動的に繰延べが認められたものが、改正後に適用を望む企業はそのための申請を行う必要がある。当該繰延処理の適用選択の期限が迫っている企業もあり、それらの企業については、適用は可能なのか、またその場合には適用を受けるのか否かを早急に判断しなくてはならない。繰延処理はすべての通貨契約、コモディティ契約または金利契約に適用可能であり、選択の際には適用を受ける契約の

種類を明記しなければならない。適用企業は、一度繰延処理を適用すると、新英国 GAAP 導入初年度から 3 年間は処理を変更できないことに注意が必要である。繰延処理の適用申請期限は以下のとおりである。

- 新英国 GAAP 導入時に既にデリバティブ取引を行っている、シニア アカウンティング オフィサー (Senior Accounting Officer: 以下「SAO」) に関する規定 (SAO 規定) 対象企業: 新英国 GAAP に基づく最初の事業年度開始日から 6 カ月以内 (12 月末決算の企業の場合、2015 年 6 月 30 日)
- 新英国 GAAP 導入時にすでにデリバティブ取引を行っているが、SAO 規定の対象外である企業: 新英国 GAAP に基づく最初の事業年度末日から 12 カ月以内 (12 月末決算の企業の場合は 2016 年 12 月 31 日)
- 新英国 GAAP 導入時にデリバティブ取引を行っていない企業: 最初のデリバティブ契約の締結から 6 カ月以内。この期限が上述の二つの期限より遅い場合は、(SAO 規定の対象か否かを問わず) こちらの期限が優先適用される

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ue](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ue)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀

[ykonii@deloitte.co.uk](mailto:ykonii@deloitte.co.uk)

ディレクター 日高 大雅

[hhidaka@deloitte.co.uk](mailto:hhidaka@deloitte.co.uk)

## ニュースレター発行元

### 税理士法人トーマツ

#### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email : [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 :

[www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス :

[www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、「standard of excellence」となることを目指しています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。